

令和4年度

保育士修学資金貸付制度

申込みのしおり

＜募集要項＞

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会

保育士修学資金貸付制度

保育士修学資金貸付制度とは

保育士資格取得のために、保育士養成施設で学ぶ学費を貸付する制度です。卒業後1年以内に保育士登録をして、茨城県内の保育所等の指定施設で、保育士業務に5年間従事した場合、貸付金の返還が全額免除されます。



目次

保育士修学資金貸付制度の概要	…………… P	2
返還猶予又は返還免除を受けることができる		
	従事先施設 …… P	4
申込から貸付金交付までの流れ	…………… P	5
Q & A	…………… P	6
募集要項	…………… P	7
注意事項・様式集	…………… P	13

保育士修学資金貸付制度の概要

1 目的

保育士養成施設（以下、「養成施設」という）に在学する方に、修学資金を貸付け修学を容易にすることにより、保育士の養成・確保に資することを目的とします。

2 貸付対象

貸付対象者は、保育士養成施設に在学（正規の履修期間であること）し、卒業後1年以内に保育士登録を行い、茨城県内の保育所等で保育士としての業務に従事する意思のある方で、成績が優秀で家庭の経済状況等から、修学資金の貸付けを必要とする次の（1）から（3）のいずれかに該当する方です。

ただし、他の都道府県・指定都市が実施する保育士修学資金または他の公的な貸付制度による修学資金等を借受けていない方に限ります。

- （1）茨城県内に住民登録をしている方
- （2）茨城県内の養成施設に在学している方（ただし、通信課程は除く）
- （3）茨城県外の養成施設に入学するために住民登録を異動した方で前年度に茨城県内に住民登録していた方

3 貸付額等（無利子）

■修学資金 月額 50,000円以内（原則2年間）
総額 1,200,000円以内

■入学準備金 200,000円以内（初回の貸付時）

※入学金が対象です。ただし、減免等がある場合は、それを除いた自己負担額分のみ対象となります。（新入生のみ・入学年度に限る）

■就職準備金 200,000円以内（最終回の貸付時）

※申請日現在において、【表1】の施設にて就業中の方は、対象となりません。

※入学準備金、就職準備金のみの貸付けはできません。

その他、生活費加算制度があります。

貸付申請時に生活保護受給世帯（これに準ずる経済状況にある世帯も含む）の方は、上記の貸付内容に加えて生活費の一部として費用を加算することができます。加算額は貸付申請時の年齢及び居住地により異なります。加算額について貸付決定後、貸付期間中に加算額の変更はできません。※生活費加算を付帯する場合は生活保護の廃止または世帯分離が必要です。

4 連帯保証人

連帯保証人（日本国籍を有する方、永住者又は特別永住者で、独立の生計を営む成人）が1名必要です。市町村県民税非課税の方は連帯保証人にはなれません。

5 申込み・貸付決定

養成施設長の推薦を受け、養成施設を通してお申込みください。申込み内容を審査し、貸付の可否を通知します。

6 返還免除

養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、茨城県内の保育所等の業務従事施設において、引き続き5年間（過疎地域においてまたは中高年離職者の場合は3年間）保育士としての業務に従事したときは貸付金の返還が免除になります。

7 返還

返還免除の要件を満たさなくなった場合は返還となります。

貸付期間の2倍に相当する期間内に返還していただきます。返還期間内に返還されない場合は、延滞利子（年3%）を徴収します。

8 返還猶予

次の（1）から（3）の場合、貸付金の返還が猶予されます。

- （1）修学資金の貸付契約を解除した後も引き続き当該養成施設に在学しているとき。
- （2）県内の業務従事施設において、保育士の業務に従事しているとき。
- （3）災害・疾病・負傷その他やむを得ない事由により返還が困難と認められるとき。

9 その他

貸付決定後、県社協において貸付契約の締結を行います。指定した期間内に各自来所してください。

その際は、貸付決定者（申請者本人）が必ず出席してください。連帯保証人の同席をお願いすることもあります。

【表1】返還猶予又は返還免除を受けることができる従事先施設

区域	法令・通知等	施設等種別	
全国		国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第2項の委託を受けた施設	
		肢体不自由児施設「整肢療護園」	
		重度心身障害施設「むらさき愛育園」	
県内施設	児童福祉法	第6条の2の2第2項	児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設
		第6条の2の2第4項	児童発達支援センターその他厚生労働省令で定める施設
		第7条	保育所／幼保連携型認定こども園／助産施設／乳児院／母子生活支援施設／児童厚生施設／児童養護施設／障害児入所施設／児童発達支援センター／児童心理治療施設／児童自立支援施設／児童家庭支援センター
		第12条の4	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設
		第18条の6	指定保育士養成施設
		第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または第39条第1項に規定する業務を目的とするものであつて、第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもののうち、右記に示すもの	ア)第59条の2の規定により届出を出した施設
			イ)アに掲げるもののほか都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であり、当該届出をした施設
			ウ)雇用保険法施行規則第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設
			エ)「看護職員確保対策事業等の実施について」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設
			オ)国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から12項までに規定する業務または法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設
			家庭的保育事業
			小規模保育事業
		第6条の3第9項から第12項までに規定する業務であつて第34条の15第1項の事業及び同法条第2項の認可を受けたもの	居宅訪問型保育事業
			事業所内保育事業
			病児保育事業
第6条の3第13項に規定され、第34条の18第1項の規定による届出を行ったもの	放課後児童健全育成事業		
第6条の3第2項に規定された、第34条の8第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項の規定による届出を行ったもの	一時預かり事業		
第6条の3第7項に規定され、第34条の12第1項の規定による届出を行ったもの			
学校教育法	第1条	教育時間終了後に教育活動(預かり保育)を常時実施している幼稚園	
		認定こども園に移行を予定している幼稚園	
就業前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項	認定こども園	
子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設	
	第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定めるもの	企業主導型保育事業	

申込から貸付金交付までの流れ

申 込

養成施設で募集要項を受け取るか、または県社協ホームページよりダウンロードしてください。



申請書の提出

申請に必要な書類等を作成し、必ず養成施設をとおして県社協に提出してください。



審 査

県社協において提出された書類により、貸付の可否について審査します。

※申請内容等について確認のため、ご連絡することがあります。



貸 付 決 定

貸付の可否について、貸付申請者宛、養成施設宛に郵送で通知します。

※ 審査の結果により貸付できない場合があります。



貸 付 契 約

貸付決定者は貸付契約の締結が必要です。

契約に必要な借用書、振込口座を記入する書類等が郵送されます。必要書類を全てそろえ、指定した期間内に貸付決定者本人が県社協に来所し、手続きをしてください。



貸付金の交付

契約締結後、貸付金を指定口座に送金します。



継続手続き

契約期間中、在学を確認するため在学証明書等を提出して頂きます。

※ 氏名・住所変更など状況が変更した場合は届出が必要です。

※ 退学した場合は契約解除になり貸付金を返還して頂きます。

Q & A

Q. 申込みはどのようにするのですか。

- A. 在学する指定保育士養成施設（以下「養成施設」という）を通して申請してください。
在学中の養成施設が定める期限までに申請書及び添付書類を揃えて申し込んでください。
なお、募集要項や申請書は養成施設を通じて県社協に請求するか、県社協のホームページからダウンロードしてください。

Q. 連帯保証人になれるのは誰ですか。

- A. 日本国籍を有する方、永住者又は特別永住者で独立の生計を営む成人です。
市町村県民税非課税の方は連帯保証人にはなりません。
特別な事情等ある場合はご相談ください。

Q. 茨城県外の養成施設に入学しました。修学資金の貸付けを申請できますか。

- A. 茨城県内に住民登録がある方、または、養成施設に入学するため県外に引越した時点で、入学の前年度まで茨城県に住民登録していた方は申請できます。ただし、養成施設を卒業後、保育士登録をして茨城県内で保育士として業務従事する必要があります。

Q. 養成施設の2年生ですが、申請できますか。

- A. 正規の修学期間内であれば、2年生以上でも申請できます。留年等で在学期間が延長した場合は、申請できません。

Q. 他の奨学金や貸付けの申込みをしていますが、申請できますか。

- A. 日本学生支援機構や銀行ローン等を利用していても申請は可能ですが、修学に必要な相当額を上回る貸付となる場合等は、奨学金又は本会貸付の借入額を減額していただくことがあります。

なお、他の公的支援制度や国庫補助事業等^(※)を活用している方は貸付の対象とならない場合がありますのでご相談ください。

(※ 生活福祉資金（教育支援資金）や母子父子寡婦福祉資金の修学に関する貸付、職業訓練促進給付金等)

Q. 高等教育の修学支援新制度と併用できますか。

- A. 「高等教育の修学支援新制度」が優先されます。併用は可能ですが、必要額から修学支援新制度等の減免額を差し引いた後も自己負担額がある場合は申請できます。
なお、給付型奨学金を利用される方は生活費加算の申し込みはできません。

Q. 申請すれば必ず貸付してもらえますか。

- A. 審査により、貸付に必要な要件を満たしていない場合や、申請者多数の場合は貸付できないことがあります。

令和4年度

保育士修学資金貸付申請者募集要項

1 申請期限

養成施設から茨城県社会福祉協議会への申請書等提出期限

令和4年5月31日（火）【必着】

【注意事項】

- 在学する養成施設においてとりまとめのうえ、茨城県社会福祉協議会へ提出して下さい。
- 申請内容、添付書類等に不備がある場合は受理できませんので、記載内容・添付書類を確認し、時間に余裕をもって提出して下さい。

メモ

- ・養成施設へ学生さんが申請書類等を提出する期限

令和4年 月 日（ 曜日）

- ・提出先

.....

2 貸付対象者（貸付申請できる人）

貸付の対象となるのは、保育士養成施設に在学する学生（令和4年度入学又は令和4年4月1日現在在学中（正規の履修期間内であること））で、卒業後1年以内に保育士登録し、茨城県内の保育所等で保育士としての業務に従事する意思を持ち、学業成績が優秀で家庭の経済状況等から真に修学資金の貸付けが必要と認められる、次の（1）から（3）のいずれかに該当する者です。

- （1）茨城県内に住民登録をしている。
- （2）茨城県内の養成施設（通信課程は除く）に在学している。
（県外に住民登録していても申請可能）
- （3）茨城県外の養成施設に入学するために県外に転居し、入学する前年度に茨城県内に住民登録していた。

※次のアからウに該当する場合は上記要件を満たしていても、貸付が認められません。

- ア 生活福祉資金の貸付を受けている場合
- イ 他の都道府県が実施している同様の保育士修学資金貸付を受けている場合
- ウ ハローワークが実施する高等職業訓練促進給付金を受けている場合

3 貸付期間

貸付期間は原則2年間です。

4 貸付金額（利子）

貸付金は無利子で、次のとおり貸付上限額の範囲内で希望する金額を貸付けます。

貸付金の種類	貸付上限額	留意事項
修学資金	総額 1,200,000円 月額 50,000円	貸付期間は原則2年間 ・正規の修学期間が2年を超える場合、120万円の範囲内で正規の修学期間を貸付期間とすることができます。 (例)4年制大学の場合 月25,000円×48ヶ月=1,200,000円
入学準備金	200,000円	入学金が対象です。ただし、減免等がある場合は、それを除いた自己負担額が上限です。 令和4年度入学した学生対象（入学年度に限る）
就職準備金	200,000円	【表1】の施設にて就業中の場合は対象外
生活費加算	家賃相当額 申請時の居住地の生活扶助基準の居宅額のうち、年齢区分の額に相当する額を基本として別に定める額	生活保護世帯またはそれに準ずる世帯が対象

※入学準備金、就職準備金及び生活費加算のみの貸付けはできません。

5 申請手続

- (1) 申請に必要な書類等（次ページ【表2】参照）を揃え、養成施設に提出して下さい。
- (2) 養成施設において申請書類を取りまとめ、推薦書を作成のうえ、申請期限の令和4年5月31日（火）【必着】までに茨城県社会福祉協議会へ提出して下さい。

※ 修学資金貸付申請書、その他添付書類等に不備がある場合は、受理できません。記入もれ、記入誤りや必要な書類が揃っているかどうか、提出前に確認して下さい。

【表2】申請に必要な書類等

	申請に必要な書類等	注意事項
1	修学資金貸付申請書※A4 両面 (第1号様式)	申請者記入欄、連帯保証人記入欄は申請者本人の自筆により、かい書で丁寧に記入して下さい。また、申請者の認印を押印し、証明写真を添付して下さい。
2	住民票謄本1通 <市町村長等が発行するもの> ※申請者が単身世帯の場合は、生計維持者の世帯の住民票謄本1通も必要(合計2通)	①3ヶ月以内に発行されたもの。 ②世帯全員が記載され、世帯主・続柄が記載されていること。 ③マイナンバーの記載は不要 ④在留資格(外国籍の方の場合)が記載されていること。
3	住民票に記載されている18歳以上の家族全員分の市町村県民税課税額を証明する書類 <市町村長等が発行するもの>	①3ヶ月以内に発行されたもの。 ②申請者も含め住民票に記載されている18歳以上の家族全員分が必要です。(発行日現在最新もの)※課税額が0円でも、課税証明書または非課税証明書等が必要です。
4	連帯保証人に関する証明書 (1)連帯保証人の印鑑登録証明書 (2)連帯保証人の収入額を証明する次のいずれかの書類1通 ア 市町村長が発行する所得証明書 イ 源泉徴収票(原本) (3)市町村長が発行する市町村県民税課税証明書	・上記3の市町村県民税課税額を証明する書類に連帯保証人の収入額が記載されている場合は省略することができます。 (2)アの書類で市町村県民税の課税が確認できる場合は(3)は必要ありません。
5	推薦書(第4号様式)	養成施設が作成して下さい。
6	直近の学業成績証明書	在学中の養成施設での成績証明書がない場合は、直近に卒業した高等学校の成績証明書
7	個人情報の取扱い同意書※A4 両面	申請者、連帯保証人各々について署名捺印してください。
8	修学費用の見込み及び他制度の利用状況について	【修学に係る費用(見込)】欄は全員記入 【他の奨学金や貸付等の利用状況】欄は該当者のみ記入
9	奨学金等の給付を受けている証書等の写し*	※奨学金等の給付を受けている人のみ必要
10	離職後2年以内であることを証明する書類(離職証明書等)1通*	※中高年離職者のみ必要
11	生活保護受給証明書*	※生活費加算を申請する方のみ必要
12	その他*	茨城県社会福祉協議会において必要と認める書類

*印(9、10、11、12)については該当者のみ提出
貸付の審査にあたって追加で書類の提出を求めています。

6 連帯保証人について

連帯保証人1名が必要です。

＜連帯保証人の要件＞

- ・ 市町村県民税非課税でない方。
- ・ 日本国内に居住する日本国籍を有する者又は永住者又は特別永住者で、独立した生計を営む成年であること。

＜連帯保証人に該当しない事由＞

- ・ 県社協から別の修学資金の貸付けを受けている場合や、債務整理中（自己破産等）の場合など。
- ・ 互いに修学資金の借受人と連帯保証人になることはできません。

＜その他＞

連帯保証人の要件について、個別の事情がある場合は、県社協へ相談してください。

7 審査

茨城県社会福祉協議会において審査をします。

不備や不足書類があった場合、茨城県社会福祉協議会から養成施設を通じてご連絡します。

8 貸付決定

貸付の可否を決定し、結果を申請者あて文書で通知します。また、養成施設にも審査結果を文書で通知します。

9 貸付契約

貸付決定後、申請者と茨城県社会福祉協議会との間で貸付契約を締結します。

指定した期間内に必ず申請者である学生本人が、茨城県社会福祉協議会に來所して手続きを行って下さい。連帯保証人の同席をお願いすることもあります。

日程につきましては、養成施設を通してお知らせします。

また、貸付契約の締結には、申請者ご本人の実印、印鑑登録証明書及び貸付金の振込口座（本人名義のも）が必要です。

契約に必要な実印及び印鑑登録証明書について

学生本人の実印及び印鑑登録証明書が貸付契約に必要となりますので、実印を登録していない方は、早めに市町村窓口で実印の登録を行い、準備しておいて下さい。

登録から印鑑登録証明書の発行までに10日前後の時間がかかる場合がありますのでご注意ください。

10 貸付金の交付

貸付金は原則として年4回に分けて、3ヶ月分を指定された学生本人名義の口座へ振込みます。

ただし、初回は、令和4年9月下旬に4月から9月分を一括で振込む予定です。

振込予定日が決まりましたら、お知らせします。

貸付金支払いスケジュール（予定）

	令和4年度											
	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
送金時期	令和4年9月下旬						令和4年12月下旬			令和5年3月下旬		
	令和5年度											
	4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
送金時期	令和5年6月下旬			令和5年9月下旬			令和5年12月下旬			令和6年3月下旬		

11 契約解除

次の場合は修学資金貸付契約を解除し、貸付金を返還していただきます。

- (1) 申請者が貸付を辞退したとき
- (2) 養成施設を退学したとき
- (3) 学業成績又は、素行が著しく不良になったと認められるとき（留年など）
- (4) 心身の故障等のため修学又は、就学を継続する見込みがなくなったと認められるとき
- (5) 虚偽又は不正な申請により貸付を受けたとき
- (6) その他修学資金貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき

12 貸付金の返還

契約が解除された場合や保育業務に従事しないなどにより、貸付金の返還が決定された場合は、返還事由が発生したときから、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内に、月賦、半年賦の均等払い、もしくは一括払いの方法により返還していただきます。

なお、正当な理由がなく返還期限までに返還しなかったときは、年3.0パーセントの延滞利子が発生します。

13 返還免除

養成施設を卒業後、1年以内に保育士登録し、保育士（又は保育教諭）として茨城県内の保育所等（4ページ【表1】参照）において引き続き5年間※（県内の過疎地域において業務に従事した場合又は中高年離職者（養成施設入学時45歳以上でかつ離職後2年以内の者）が業務に従事した場合は3年間）業務に従事した場合、修学資金の返還債務が免除されます。

※5年間とは、在職期間が1,825日以上でかつ業務に従事した期間が1,200日以上の場合です。一年あたり240日以上業務に従事してください。

<茨城県内の過疎地域（R3.4 現在）>

大子町全域、利根町全域、常陸太田市のうち旧里美村・旧水府村にあたる地域、常陸大宮市のうち旧山方町・旧美和村・旧緒川村・旧御前山村にあたる地域、城里町のうち旧七会村にあたる地域、稲敷市のうち旧桜川村にあたる地域、行方市のうち旧麻生町にあたる地域

14 貸付後の手続き

貸付後も、養成施設在学中や、卒業したとき、就職したとき、住所等変更になったときなどに必要な手続きがあります。詳細は、貸付契約時にご説明します。

15 その他

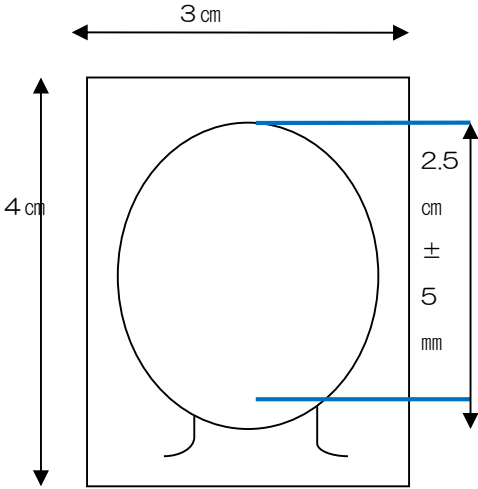
書類内容の確認のため連絡することがあります。県社協の電話番号（029-350-8366）を携帯

注意事項・様式集

※申込書類記入上の注意

- ①申請書は黒のボールペン・万年筆等で申請者が自筆（パソコン・代筆不可）で記入し、文字を訂正する際は、訂正箇所にも二重線を引き、訂正印を押し、空白の部分に書き直して下さい。（修正テープ（液）等の使用不可）
- ②申込書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合は、受理できません。
- ③貸付申請書の「連帯保証人記入欄」は、申請者の自筆で記入して下さい。
- ④氏名の漢字は住民票に記載された文字を使って下さい（略字は不可）。
- ⑤鉛筆やこすると消えるボールペン（フリクションペン）を使用した場合、作成し直していただきます。

※申請書に貼付する写真についての注意事項

申請書の証明写真についての注意事項	
	<p>＜申請書に貼付する証明写真＞</p> <ol style="list-style-type: none">1 縁なしで、サイズは縦 4センチメートル、横 3センチメートル、頭頂部からあごの先までの顔のサイズが 2.5センチメートル（±5ミリメートル）2 申請者本人のみが撮影されたもの3 提出の日付前 6ヶ月以内に撮影されたもの4 正面向きで、無帽、無背景、影無しのもの <p>※次のアからエに該当する不適当な写真は受理できません。</p> <ul style="list-style-type: none">ア 毛髪が顔を覆っていたり、マスク・サングラス等で顔の一部が隠れているものイ 目元がはっきりしないもの（光が写り込んでいる、眼鏡のフレームがひっかかっている、濃い色の眼鏡・カラーコンタクトを装用等）ウ 不鮮明なもの、傷がついているもの、画像の加工処理をしているものエ 平常時の相貌と著しく異なるもの

<記入例>

第1号様式（表面）

※記載した内容を訂正する場合は、修正部分に二重線を引いて訂正印を押して下さい。

貸付申請書

申請書記入日
(募集期間内の日付)

(申請日) 令和4年5月00日

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会会長 様

私は、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会保育士修学資金貸付規程に基づき、保育士修学資金の貸付けを受けたいので、関係書類を

住民票謄本に記載されているとおり記入（略字は不可）。

【申請者記入欄】		（県社協記入欄）		（写真）縦 4 cm×横 3 cm
（フリガナ）		番号及び貸付開始年月		
申請者氏名	シャカイ ハナコ 社会 花子 印	性 別	年 月	申請日現在の年齢 女
生年月日	昭和・平成 〇〇年 〇月 〇日	年齢	18	
申請者住所	〒312-8586 茨城県水戸市千波町〇〇〇		電話番号029 (●●●●) 〇〇〇〇 / 携帯番号090 (●●●●)	
養成施設の名称	●●短期大学	入学	令和4年4月1日	
学部・学科・課程・コース名	□□□学科 保育士コース (第1学年)	修業年限	2年 箇月	
卒業後の就労先	茨城県内の保育所		(希望)・内定	
貸付申請期間	令和 4年 4月 1日から 令和 6年 3月31日まで (24箇月)			
申請金額	①修学資金 月額 50,000円×24箇月分 = 1,200,000円 (月額50,000円以内) 計 (1,200,000 円)		②入学準備金 (200,000 円) (200,000円以内)	
	③就職準備金 (200,000 円) (200,000円以内)		④生活費加算 (円) (月額 円)	
	総額 (①+②+③+④)		1,600,000 円	
返還時期	令和 6年 4月 から		令和 10年 3月まで	
返還方法	月賦 ・ 半年賦 ・ 一括			
他の公的給付・	□ 申請中 ※ 申請中又は借用中の場合、修学資金の借用中			

住民票謄本に記載されている通り、正確に記入して下さい。アパート、マンション名等も記載して下さい。

申請者自身の
電話・携帯番号

貸付期間の2倍以内の期間を記入して下さい。

借用中の場合は、それを証明する書類を添付して下さい。

【例】
奨学生証のコピー
決定通知書のコピーなど

独立行政法人 日本学生支援機構

高等教育の修学支援新制度や学校の減免等を受ける場合は、それらを除いた自己負担額を記入

日本学生支援機構
生活福祉資金（教育支援資金）
母子父子寡婦福祉資金
教育訓練給付金
日本政策金融公庫 など

(裏面)

申請者の履歴・賞罰等	年号	年	月	学歴・職歴・免許・賞罰など種類別にまとめて書くこと。		
				(学歴)		
	令和	4	3	茨城県立●●高等学校 卒業		
	令和	4	4	●●短期大学□□□学科保育士コース 入学		
	令和	6	3	●●短期大学□□□学科保育士コース 卒業見込		
				(免許)		
	令和	4	3	普通自動車運転免許 取得		
			(職歴・賞罰)なし			
申請者の家族の状況	続柄	氏名	年齢	同居・別居	勤務先・学校等	課税額
	本人	社会 花子	18	同居・別居	●●短期大学	0円
	父	社会 太郎	50	同居・別居	株式会社●●●	185,500円
	母	社会 花	46	同居・別居	●●スーパー	55,500円
	祖母	社会 梅	72	同居・別居	なし	0円
住民票謄本に記載されている方、全員記入。記載のない家族(別居等)の記入は不要です。						円
貸付を必要とする理由(経済状況等)	<p>※申請者自身の言葉で、具体的に記入して下さい。</p> <p>他者と類似している場合は、再提出を依頼することがあるので、ご注意下さい。</p> <p>【例】</p> <p>養成施設を卒業後、茨城県内の保育所等でどのような保育士になりたいか。</p> <p>家計の収入が少なく、学校に通うための授業料等の費用が不足する理由 等</p>					

【連帯保証人予定】申請者が記入してください。

連帯保証人	フリガナ	シャカイ タロウ		申請者との関係	
	氏名	社会 太郎			男・女
	生年月日	昭和 ■■年	■月	■■日	年齢 50歳
	住所	〒310-8586 茨城県水戸市千波町0000 電話番号029 (●●●●) 0000 / 携帯番号090 (●●●●) 0000			

証 人	勤 務 先 等	名 称	株式会社●●●		
		所在地	〒317-0073 茨城県日立市0000 電話番号 0294 (00) 0000		
	年収 (税込額)	X, XXX, XXX円	雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 正規 <input type="checkbox"/> パート <input type="checkbox"/> その他	

連帯保証人の所得証明書の給与収入 (年金収入を含む) の金額を記入して下さい。

お問い合わせ先

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会
福祉人材・研修部 (人材自立育成担当)

〒310-8586

茨城県水戸市千波町 1918 番地 茨城県総合福祉会館 3 階


TEL : 029-350-8366 / FAX : 029-244-4652

(平日午前9時から12時、午後1時から5時まで)

※土日・祝及び年末年始は休みです。

ホームページ <https://www.ibaraki-welfare.or.jp/>

又は

茨城県社協 保育士修学資金	検索 
---------------	--

アクセス

■バス……JR水戸駅北口6番乗り場から、関東鉄道バス【石岡・鉾田・小川・平須・県自動車学校・奥ノ谷坂上・県庁バスターミナル・水戸医療センター・植物公園・市立競技場】行きの「総合福祉会館前」下車 (乗車時間 約20分)。

■車……常磐自動車道水戸ICから国道50号バイパスを大洗方面へ約10km。または、北関東自動車道水戸南ICから国道50号バイパスを笠間方面へ約7km。